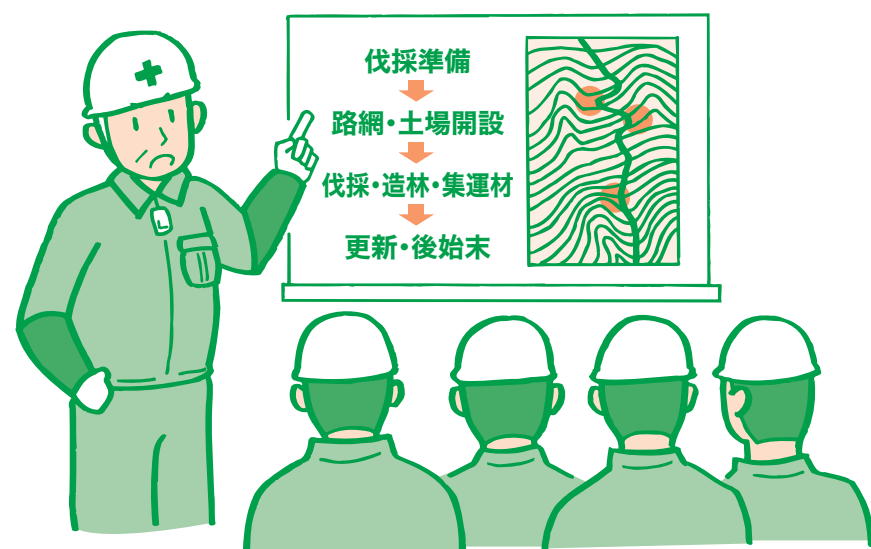


# A 伐採契約・準備

## 1. 伐採更新計画の策定

自然は一度手を加えると、なかなか元に戻らないといわれます。伐採は森林の姿を大きく変えるものだけに、しっかりした計画のもとに行うべきです。所有者の意見を聞き、伐採更新計画『森林収穫プラン』を立てることで、一連の作業をしっかりした見通しのもと合理的に進めましょう。

- はじめに、対象林の取扱いについての所有者の意向を聞いた上で、『森林収穫プラン』を立てます。
- プランを立てる際、道の作り方や伐採後の後始末の仕方は、再生林をやるかどうかなど所有者の長期的な施業方針に合わせて決めます。
- 現場での作業は立てたプランに則って行います。計画の内容をミーティングで作業員全員に行き渡らせます。
- 境界や保残帯などの保護箇所、作業上の注意箇所を地図などではっきり示すとともに、現地でも目印を付けるなどして、間違いのないようにします。



## 2. 契約、許可・届出、制限の確認

森林は森林法などで取扱いの定められた公共の財産でもあります。行政への許可・届出や立木売買契約については、『事前チェックシート』を使って、法律に則っていることを確かめましょう。

- 契約の前に、土地、立木の権利関係と境界を十分に確認し、後でトラブルが生じないようにします。
- 伐採予定箇所に関する長期施業受託契約と森林施業計画の有無、保安林指定の有無、補助事業履歴を確認し、伐採しても問題がないことを確かめます。その上で、伐採届の他、伐採に必要な手続きを行います。
- 土地込みで立木購入する場合は、必要な届出を行うとともに、新たな所有者として森林施業計画を立てることを検討します。
- 運材のトラックが通る道について、必要な許可を得ます。

